

※小規模保育事業等の卒園後の進路について

小規模保育事業所等（33～34ページに一覧表）は0～2歳児までの保育となるため、卒園後の進路についてお考えいただく必要があります（3歳児からの保育の利用を希望する場合には、あらためて市の入所選考を経ていただくことになります。20ページ参照）。下記お知らせ①・②を、卒園後進路の一案としてご参照ください。

＜お知らせ① 小規模保育事業所等卒園児優先受入枠について＞

① 民間保育園・民間認定こども園の場合

小規模保育事業所等に連携施設がある場合（33～34ページ参照）、卒園児童は連携施設の優先枠に申請できます。優先受入枠に申し込んだ児童のみで入所選考を行い、内定児童を決定します。（1号枠・企業主導型保育事業の優先受入枠については、受入施設にて内定児童を決定します。）

例）在籍する小規模保育事業所等に2号枠2名分の連携施設がある場合で、卒園児童8名のうち4名が連携施設の優先受入枠（2号枠）を申請した場合、申請された4名で入所選考を行い、2名の内定児童を決定します。

※連携施設が複数ある場合、「第一希望：A保育所、第二希望：Bこども園」といったように、複数園を希望可能です。

また、完全連携施設（33～34ページの一覧内の★マーク）については、卒園児童全員分の受入枠が用意されているため、希望された場合、必ず内定となります。

② 公立保育所・公立認定こども園・富田認定こども園の場合

上記の民間連携施設に加え、公立保育所・公立認定こども園・富田認定こども園への優先受入枠を設けています（小規模保育事業所等に同一法人の完全連携施設がある場合を除く）。

原則、募集見込枠すべてが優先受入枠となり、優先受入枠が埋まらなかった場合のみ、一般枠での入所が決定します。

※募集見込枠は、施設の定員や保育面積、年度ごとの保育士体制の確保状況などにより異なります。

イメージ図

3歳児募集見込枠が6枠の場合

現2歳児（12名在籍）

優先枠6枠

選考

新3歳児（18名在籍）

原則全ての枠が
小規模等卒園児優先枠

＜お知らせ② 小規模保育事業所等卒園後の進路の一例＞

卒園後進路の一例として、下記がございます。

進路①：入所選考を経て、認可保育施設（2号）へ入所

※入所選考における優先枠・優遇加点等については、20ページ参照

進路②：私立幼稚園や民間認定こども園1号に入所し、その施設の預かり保育を利用

※入所に関するお問い合わせは、直接各施設へお願いします

※預かり保育を実施している施設については、29～30ページ参照

※預かり保育内容（時間帯・利用可能児童数など）については、直接各施設へお問い合わせください

※幼児教育・保育の無償化に伴うお手続きは、保育幼稚園事業課までお問い合わせください

進路③：公立幼稚園（西大冠幼稚園）の就労支援型預かり保育を利用

※お弁当の持参が必要 ※利用時間午前8時～午後6時（土曜・夏休み等含む、延長保育無し）

※43ページ参照

進路④：企業主導型保育の利用

※幼児教育・保育無償化の対象（2号） ※32ページに施設一覧あり

※無償化に関するご質問を含め、お問い合わせは直接施設へお願いします

進路⑤：送迎利用保育を利用

※高槻認定こども園分室（城内町）より幼児バスを使用して、三箇牧認定こども園へ

※44ページ参照

進路⑥：一時的に、高槻認定こども園分室年度利用保育（城内町）や五領認定こども園分室年度利用保育（上牧北駅前町）、高槻認定こども園休日・一時預かり保育室定期利用（八丁畷町）を利用し、上記進路①～⑤の申請を継続

※高槻認定こども園分室年度利用保育（城内町）については、45～46ページ参照

※五領認定こども園分室年度利用保育（上牧北駅前町）については、47～48ページ参照

※高槻認定こども園休日・一時預かり保育室定期利用（八丁畷町）については、49ページ参照